

75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業を実施する医療機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 75歳以上の搬送困難患者とは、医療機関が収容した時点での満年齢が75歳以上かつ収容後に消防機関が埼玉県救急医療情報システムに登録するデータにおいて初診時傷病程度が「死亡」もしくは「重症」となる患者をいう（以下「75歳以上の重症救急患者」という）。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、「75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業実施要綱」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

(補助対象経費)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第1欄に定める75歳以上の重症救急患者の受入体制を確保するために必要な同表第3欄に定める経費とする。

(事業実施の意思表示等)

- 第5条 75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れの意思表示に当たっては、宣言書及び受入目標を、様式第1号により作成し、参加しようとする月の前月15日（15日が土日及び祝日である場合は直後の平日）までに知事に対して提出する。
- 2 知事は、提出された内容が要件に充足する場合はこれを受理し、参加の決定通知を様式第2号により補助事業者となる医療機関に対し発出する。
- 3 知事は、補助事業者となった医療機関の名称を、消防機関と共有するとともに、県ホームページへ掲載する。

(交付額の算定方法)

- 第6条 交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (1) この事業は年度単位で実施するものとし、原則として75歳以上の重症救急

患者の積極的な受入れについて決定を受けた月の初日から当該年度の3月末までの75歳以上の重症救急患者の受入実績に基づき交付額を算定するものとする。

(2) 別表第2欄の基準額と第3欄の対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(3) (2)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする

(4) 適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2年度連続で第5条第1項において作成した受入目標を達成できなかった場合は、当該2年度目は補助対象外とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第8条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

(2) 交付申請の内容を証明する資料

(3) その他参考となる資料

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第7条及び第8条に準じた手続により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明かにした様式第4号による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた

場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（４）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式第５号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（５）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（６）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

（７）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）

第 11 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

（補助金の支払い）

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（状況報告）

第 13 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第 14 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 7 号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後（第 10 条第 1 項第 1 号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）３０日以内又は補助金申請日の属す

る年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第15条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額精算書
- (2) 受入実績報告書
- (3) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (4) 実績報告の内容を証明する資料
- (5) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第16条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(立入検査)

第18条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第20条 この交付要綱に定める補助対象事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条、第6条関係）

1 対象事案※ ¹	2 基準額※ ²	3 対象経費	4 補助率
75歳以上の重症救急患者のうち、消防機関からの受入要請3回目以内の患者	24,000 円/人×人数	救急告示医療機関において、75歳以上かつ重症患者を受入要請3回目以内で受入れるために行う体制確保に要する人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）	3分の1

※1 対象事案について

消防機関からの救急要請により救急車による搬送で受入れたものを対象とする。ただし転院搬送は除くものとする。

※2 基準額について

人数は、原則として埼玉県救急医療情報システムにおける75歳以上の重症救急患者の実績を使用するものとし、75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れについて決定を受けた月の初日から当該年度の3月末までの75歳以上の重症救急患者の受入実績とする。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第2 条第1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2 条第2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。